

実りの島壱岐ロゴマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、実りの島壱岐ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 マークの縦・横比率・色・文字等の標記方法は、実りの島壱岐ロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づくものとする。

(使用の許可申請)

第3条 マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、実りの島壱岐ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）を壱岐市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ等報道機関が報道のために使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(使用承認の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、マークの使用を許可するものとする。この場合において、市長は必要があると認める場合には、マークの使用法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、使用を許可するときは、使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第5条 マークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 写真等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) マークのイメージを傷つけるおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現が写真等の立体物と認められない場合
- (8) マークの著しい変形、その他利用が適当でないとして認められる場合

(9) その他、市長が不適切と判断したとき

(使用料)

第6条 マークの使用料は、無料とする。ただし、マークの使用に要した費用等は使用者が負担し、市は一切の責任を負わない。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定によるマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) マニュアルに従って適正に使用し、無断で改変等を行わないこと。
- (3) 使用者は、当該使用に係る物品等のサンプル、又は写真等を事前に市長に提出し市長の確認を得ること。
- (4) 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(使用許可の変更)

第9条 マークの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めるときは、変更使用許可書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第3条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規則に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条の各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他マークの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 市長は、使用者にマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しないものとする。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、写真等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 前各号の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じて市が損害を賠償したときは、市は使用者に対して求償権を有することとする。

(情報の公開)

第14条 市長は、マークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、写真等の使用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、壱岐市企画振興部観光商工課が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。